

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に従い、一般質問いたします。

初めに、国保の広域化について質問いたします。

高過ぎる国保税をぜひ安くしてほしいという住民の願いは、依然として根強いものがあります。国保の財政難と国保税の高騰を招いた元凶は、国庫負担の削減です。国保の総収入に占める国庫支出の割合は1980年代前半の50%から、2010年度は25.6%に半減しています。国庫負担をもとに戻すことなど抜本的な対策が必要です。

しかし、民主党政権は野党時代に掲げた市町村国保への9,000億円の国庫負担増、保険証取り上げの是正などの公約を次々と投げ捨てて、かわって自公政権の小泉内閣が最初に打ち出した国保の広域化路線を強力に推進するようになりました。2010年5月には厚労省は一般会計繰り入れによる赤字補填分を解消するため、保険税の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策を行うよう、広域化等支援方針の策定についての通達を出しました。さらに、ことし成立した改定国保法では給付費を都道府県単位で負担し合う仕組みの財政基盤強化策の恒久化、一般会計への繰り入れ解消によって保険税の引き上げにつながる国保財政の都道府県単位化、国庫負担の削減と都道府県財政調整交付金への置きかえなどを盛り込んでいます。給付財政が都道府県単位になることで、今は給付費が少なく保険税を安く抑えている市町村が、今後他の給付費が多い市町村の犠牲になる形で国保税引き上げを余儀なくされることが起こり得ます。他方、給付費が多額になっている市町村は他の市町村に迷惑をかけないためとして、徹底した給付費削減を迫られることになります。また、一般会計繰り入れで保険税を抑えている市町村はその優遇ぶりが際立つようになり、自分のところだけ優遇措置をとるなということになりかねません。結局、国保の広域化とは国庫負担の削減、そして保険税の負担増など、住民負担増、滞納者締め上げという古い国保行政を一層強化する路線にほかなりません。市町村にとっても国保運営をめぐる苦悩は決して解消されず、むしろ深まりかねません。保険財政の規模は大きくなりますが、保険税引き上げによる収納率の悪化や、国庫負担や調整交付金の削減で多くの市町村国保財政はさらに逼迫することが予想されます。また、収納悪化で拠出金が集まらなければ一般会計から弁償するといったことや、徴収強化や給付削減に向けた都道府県の監視や指導は強化され、国保行政と住民とのあつれきは一層拡大することが予想されます。

以前の私の質問に対し、広域化について町長は「詳細な制度案が見えてきた段階で、具体的なプラスとマイナスを含めた影響を把握し、議論することが肝要だと認識する」と答弁しております。そして広域化研究会を立ち上げ、関係機関全体で研究に着手したところだとの答弁でありましたが、それらを経て現時点での広域化についての見解をお伺いいたします。

また、改定国保法が町の国保行政と町民に与える影響について、どのように考えるのかお伺いいたします。

さらに、新年度予算編成において、あらゆる財源を活用して国保税の負担軽減を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保広域化についてですが、国民健康保険の広域化に係る現在の状況について、まずは前回の答弁以降の状況を申し上げます。

県における取り組みとしては、市町村が収納率の影響により調整交付金が減額されることについて、一定の技術的助言をし、収納率の向上を図ることを目的に平成22年12月、広域化支援方針を策定しております。

次に、市町村の取り組みとしては、平成22年7月、秋田県国民健康保険事業広域化研究会を発足させ、県内市町村に加え、県担当課や県国保連の職員がメンバーとなり、全体的な調整を行う研究会を4回開催しております。また、研究会の下に具体的な検討を行うワーキンググループを設置し、5回開催しております。具体的には、医療費通知などの医療費適正化事業、特定健診などの保健事業、保険給付費や財政推計などの財政状況、保険財政共同安定化事業等の国庫補助について、国保税のあり方や収納率向上に向けた取り組みなど、ポイントを絞って市町村の現状と課題、広域化に向けた方向性などを整理し、平成23年7月には研究会として報告書を作成しております。

国では、国民健康保険法の改正や社会保障と税の一体改革関連法の成立とあわせ、俗に広域化と言っております国保財政運営の都道府県単位を推進する旨の方向性が打ち出されているところですが、法の改正に基づく財政運営の都道府県単位化の施行日が平成27年度であること、また社会保障と税の一体改革関連法に基づく消費税の引き上げ時期が未確定であることなどから、現段階では検討は停滞している状況と認識しております。しかしながら、法律は改正されておりますので、しかるべき時期に検討は加速するものと存じ、地方公共団体としては法にのっとり適切な

対応と適切な事務推進をしていかざるを得ないという見解です。

次に、改正された国民健康保険法の内容が財政または町民に与える影響についてですが、まず本年4月に改正されました国民健康保険法の一部を改正する法律は、国民健康保険の広域化に向けた1つの課題である財政調整機能の強化等を目的としているものです。

1つ目としては、平成24年度から実施されているものとしまして、県が市町村に交付する県調整交付金の交付率を7%から9%に拡大し、その拡大に合わせ療養給付費等負担金などの定率国庫負担金の負担率を34%から32%に引き下げられているところです。

2つ目としては、平成27年度から実施する予定のものとしましては財政運営の都道府県単位化の推進のほか、平成22年度から平成25年度までの暫定措置であった保険者支援制度及び県単位で行う共同事業を恒久化するものです。

これらの改正内容を踏まえ、同法の施行が本町の国民健康保険に与える影響ということですが、議員もご存じのとおり国民健康保険については被保険者数の変動や医療費の増減の影響が大きいため、法改正の影響を単純に検証できないことをご理解いただいた上で、一定の仮説で荒く推計すると、次のような影響が出てくるものと考えられます。

町側から見て収入の部分ですが、平成23年度と平成24年度の予算ベースにおける療養給付費等負担金では約2,800万円程度減少し、介護納付金でも同様に2%程度減少する一方、県調整交付金は平成23年度の秋田県国民健康保険団体連合会の算定誤りを一定の条件のもと補正したところ、7%から9%に引き上げられることにより約2,700万円程度増加していることから、国民健康保険の財政的な影響としては軽微ではないかと考えられます。

また、町民への影響という点においては、今回の国民健康保険法の改正内容が市町村国保に対する国の総体的な財政基盤の支援策であることを踏まえれば、町民に対して直接的な影響は与えないものと捉えております。

次に、平成25年度当初予算編成における国保税の負担軽減についてですが、まずは平成25年度の国の予算編成動向がはっきりしていない現状にありますので、市町村国保に対する歳入状況が極めて不透明な状況にあること、また国民健康保険の会計年度がご存じのとおり3月から2月となっており、一般会計と異なっていること、さらに新年度の国保税の決定に当たっては確定申告を経て確定する被保険者の所得状況等を踏まえて本算定を行う仕組みとなっていることなどから、現時点において言及できないことにご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許

可いたします。

○9番（泉 美和子君） 具体的な、明確なことはこれからということだと思いますが、国保財政の都道府県単位化、保険財政共同安定化事業ということであると、既に今年度で県単位でこういうことを行っているという先取りと言うんでしょうか、そういう例で埼玉県の例なんですけれども、なかなか各市町村で調整がいろいろな面でつかないと、所得割だとかそういう割合をどうするかでいろいろ検討してもどうしても調整がつかなくて、とうとう各市町村で負担が大きくなりふえたりするところでは県に対してもう一回見直しを求めるような、そういう意見を上げてやったという例が報告されております。国庫財政の厳しい中でのやりくりなので、広域化になっても国庫負担がふえるわけではないので、広域化をしてもお互いの助け合いになって、住民に対して負担が軽減されるというようなことがなかなか考えられないという、そういう研究といいますか意見も出ているので、そういうことをまず私たちずっと危惧してきているんです。広域化で何度も質問の中で言いましたけれども、税の平準化といいますか、そういう均等、等しくするがために今まで安かったものが高くなるとか、そういうことが起こり得る可能性があるという、まず広域化というのはそういう問題があるということ。それと、繰り返しになりますけれども、今まで質問でも言いましたけれども、一般会計繰り入れでいろいろ負担軽減をしていたところが、そういうことがなかなかできにくくなるという、ここが一番大きな問題ではないかと私は思っています。なかなかちゃんとしたものがまだ見えてこないということだと思いますが、そののところが一番ネックになっていると思って私は質問しているんですけれども、研究会などの報告があったということですが、そういう点などではどういう意見が出ているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず一般会計からの繰り入れを正当化するご発言でありましたが、議員もご存じのとおり国民健康保険会計については被保険者の保険税並びに国、県、市町村からの繰り入れによって運営すべき筋合いのものでありますので、基本的に一般会計からの法定外繰り入れを是認することが基本ではないということをご理解いただきたいと思います。その上で、これまでの研究会で出された報告書の中では、財政推計の中で広域化に向けた方向性として広域化後、安定した財政運営を図るためには負担のあり方を含めた制度の見直しが必要であると。そして、その点について国に改善を求めていくことが必要であるということで、広域化に向けた方向性がまとめられておりますので、議員がご指摘のことを市町村の研究会の中でも当然議論しているということをご理解ください。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「いいです」の声あり）

それでは次の質問に入ってください。

○9番（泉 美和子君） それでは、いじめの問題について質問いたします。先ほどの杉澤議員の質問と重なる部分もありますけれども、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

いじめによる自殺が各地で起き、子供のいじめ問題は社会的にも大きな問題となっています。子供たちの成長過程の中で、いじめというものはどこでも起こり得るものと言われますが、問題は今日のいじめがかつてのいじめと様相が異なっていることです。相手を死ぬまで追い詰める暴力性、人権侵害性が強まり、相手が苦しむことを見て楽しむ病理性も一部に生まれています。いじめはその後の人生を変えてしまうような重大な心の傷を残します。多くの被害者が人間というものを信じられなくなり、人間関係を結ぶことや社会に出ることができなくなる例も少なくありません。また、いじめ加害者が人を力で支配し、楽しむという心のゆがみを持ったまま大人になれば、将来の家庭内暴力や児童虐待につながっていきます。いじめは暴力であり、人権侵害であるという観点から、克服する必要がある、何よりも子供の命、体の安全を最優先に取り組むべきものだと考えるものです。

そこで、伺います。文科省が11月22日に公表した調査によると、生命、身体の安全が脅かされるような事態に至るおそれがあるとされた深刻ないじめは278件あり、いずれも解消したか、解消に向けて対応しているとしています。県教委の発表では、県内では命や身体を脅かすおそれのある重大なケースはなかったとのことですが、当町の現状と対応、そして対策をお伺ひいたします。

子供は、心が穏やかであれば人をいじめようとは思いません。人をいじめたくなるほどのストレスが子供を襲っているということではないでしょうか。個々の家庭の問題に諫言できない、教育と社会の構造的な問題として考える必要があるのではないのでしょうか。深刻ないじめの背景には、国連子どもの権利委員会が指摘しているように、過度に競争的な教育制度のもとで子供の発達が阻害されていることなどを指摘する声があります。なぜここまでいじめが深刻になったのか、要因についてどのように考えるのかお聞かせください。

いじめ問題の解決方法の1つとして、いじめの訴えがあれば本当に事実かどうか確認してからとか、しばらく様子を見てからではなく、いじめが深刻な可能性が強いと見て、全教職員で共通の認識を持って対策を講じること、教職員と保護者たちがよく連絡を取り合い、何でも隠さずに話し合っているところではいじめが起きづらいなど、専門家の指摘があります。一般紙の調査で

は、7割の教員が「いじめ対応の時間が足りない」と答えています。教員の精神疾患は10年前の3倍に急増しているという報告もあります。多忙化が深刻で、先生たちが過労死寸前の状況では、深刻ないじめ問題に立ち向かえるかが心配です。その他、少人数学級の推進、養護教諭やスクールカウンセラーの増員、児童相談所等の専門機関の増員、体制強化などの条件整備が必要です。現状をどのように認識するのか、また対応をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 後松順之助君 登壇）

○教育長（後松順之助君） ただいまの泉議員のご質問にお答えしますが、初めにお断りさせていただきますが、さきの杉澤議員への答弁と重複すると思われるご質問につきましては、一部割愛させていただきますこととお断りいたします。

いじめに関する全国的な傾向につきましては、議員の質問にもデータが示されておりますし、詳細につきましてはさきの杉澤議員にお答えしたとおりであります。また、当町の現状につきましてもさきにお答えしましたように小中学校で把握したいじめは6件と報告を受けております。各園につきましてもさきにお答えしたとおりですが、発達段階での多少のトラブル、意地悪の域を超えないものとの認識であります。

次に、対応、対策についてですが、このことにつきましてもさきにお答えしましたように計画的、組織的に継続性を重視しながら対策を講じ、対応に努めているところであります。

次に、なぜここまでいじめが深刻化したのかという点についてであります。

近年の高度情報化の進展に伴い、ネット上のいじめという新しい形のいじめ問題が深刻化するなど、子供たちを取り巻く環境の急激かつ我々大人の予想を超えた変化が要因の1つであろうとも言えます。しかし、深刻ないじめの背景は個々のいじめの状況により違い、議員ご指摘の過度に競争的な教育制度が原因の1つであるとの見方を決して否定するものではありませんが、それが主たる原因であるとは一概には言えない状況にあると思います。一般的には子供たちが自然につくる小さな集団が対人関係能力やコミュニケーション能力の低下から、限られた閉鎖的な集団に固定してしまい、やがて異質的なものを排除するようになり、存在を認めないいじめを生む集団へ変わっていくと。いま1つは、いじめの種類を分析しますと最も多いのがからかい、冷やかashiであり、きっかけは軽微であってもそれがやがてエスカレートしていき、深刻化してしまったということがあると捉えております。

次に、教師の多忙化についてであります。今現在、町内にお勤めいただく先生方で精神的な疾患でお休みという先生は幸いございません。ただし、病気を持つ、あるいは治療中という先生方

は数人おられます。県教育委員会等の調査によると、「調査や提出物が多い」というようなことに多忙を感じている、あるいは「学校の特色を出すために行事をふやしている」「他県からの学校視察が多い」などが多忙と感じる学校現場の声として挙げられております。本町内の学校におきましても、昨年とことしは学校統合により閉校行事や開校に向けての準備に先生方に奔走いただいていることに感謝しつつも、通常年度よりは多忙であることを我々も認識し、深謝しているところであります。

このような状況を憂慮し、県教育委員会では多忙化状況改善懇談会を開催し、平成20年3月に教員が実感できる多忙化防止対策を打ち出しております。これを受けて、本町としましても学校に対して会議、行事等の見直し、資料・印刷物等の簡略化、特に教師が時間を費やすとされています指導要録等の法定帳簿の電子化、教職員の休憩室の完備、生活支援員の配置、地域の教育力の積極的な活用などによる教師の負担軽減などに、さらなる業務改善を推進しているところであります。また、中学校の部活動においては第1、第3日曜日を休養日と設定し、小学校においては既に以前からスポーツ少年団活動に移行しております。これにより、教師が子供と向き合う時間を確保できるよう配慮しているつもりであります。園におきましても、支援員の配置や看護師の配置など、現場の負担軽減に取り組んでいるところであります。こうした取り組みが本町でのいじめの認知件数が6件という少なさという状況にもあらわれているものと捉えており、今後とも学校現場の声を聞きながら、さらなる多忙化防止対策を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）9番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○9番（泉 美和子君） 午前中の杉澤議員の質問の答弁に、いじめ問題に関するパンフレットなどをつくる検討もしないといけないといったようなご答弁があったと思いますが、滋賀県大津市の事件で、国民といいますか私たちはテレビなどの報道でしか知らないわけですけれども、それを見て怒りが湧くのは、報道の仕方もあるかとは思いますが、学校や教育委員会の隠蔽といいますか、そういうことに対する怒りというのはすごく大きかったと思います。幸い当町では深刻な問題は起きていないわけですけれども、不幸にしてそういうことが起こったときに教育委員会が保護者の声を受けとめて、何でもということはどうかわかりませんが、真摯に対応してくれる、隠蔽とかそういうことは絶対ないんだという、教育委員会に何でも心配なことは相談してくださいみたいな、そういうメッセージを教育委員会として保護者や住民に示すことがとても大事ではないかと思うんですけれども、そういうことに関してお考えをお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（後松順之助君） ただいまのご質問であります。もったもなことであろうかと思えます。今全国的に教育委員会、あるいは当事者の隠蔽体質ということにつきましては非常に敏感に報道されているところでありますし、私たちをもって他山の石となすような、襟を正すべき時期とされているところであります。

それから相談活動についてであります。幸いご理解を得まして私どもは2人の教育アドバイザーを有しているわけでありまして、その活用につきましても町広報等で広くお知らせしているところであります。

このたび作成を予定しているパンフレットであります。県教育委員会から既に防止に対するパンフレットが出ておりますので、それと余り違わないものをもっと具体的に、もっとわかりやすくつくろうかと思っているところであります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。

○9番（泉 美和子君） 質問ではないですけれども、最後にぜひ保護者の皆さんが安心して相談できるんだと思えるような学校、教育委員会になっていただきたいと思えます。決して今がそうではないということではありませんが、そういうことを最後をお願いして、終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。